

自治会町内会館整備について

1 令和 5 年度の会館整備予定の申し出について

令和 5 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、令和 5 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

また、令和 5 年度事前申出分より制度が一部変更になりましたので、裏面の「制度の主な変更点」を必ずご確認ください。詳細につきましては、各区地域振興課で配付している「自治会町内会館整備費補助の手引き【補助制度説明編】」をご覧ください。

（1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 4 年 7 月頃の予定です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上で、令和 4 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 5 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 5 年 3 月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

(3) 制度の主な変更点（令和5年度事前申し出分より適用）※下線部変更点

これまで、耐震補強工事と修繕を合わせて「改修」としていましたが、種類ごとの補助上限額としました。

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

＜参考＞算出方法の考え方

例① 耐震補強工事費 1,000万円 → 補助額 300万円

例② 耐震補強工事費 700万円 → 補助額 300万円
修繕工事費 400万円 → 補助額 200万円 } 補助額合計 500万円

※耐震補強工事（補助上限額 300万円）と修繕（補助上限額 200万円）の補助を同時に受けることができます。

2 令和4年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 47件（新築6件、増築・改修3件、修繕38件）

事業予算額 145,610千円（事前申請分：140,610千円、緊急対応分：5,000千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

担当：横浜市民政局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和4年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

令和4年度の事前の申出分より、一部変更した補助制度が適用されます。変更内容の詳細は区役所地域振興課にお問合せください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の**市内事業者**(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（**事業者は建設業の許可が必要です。**(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
 - 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 ㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
 - 新築、耐震補強工事及び 200 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
- （自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、融資額の単位は10万円で、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) すでにこの制度で融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

住まいのニューノーマル 高断熱な暮らし方

高断熱を
知ってトクする

きちんと断熱された建物には、

他にもこんなメリットが！

みんなで快適に。

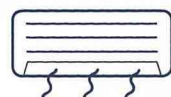
静かな空間に。



夏は涼しく
冬は暖かい



健康増進に
効果あり



エアコンの
効きが良い



窓の結露が
少なくなる

高断熱で、毎日がもっと快適に。

横浜市令和4年度支援事業
集会所
エコリノベーション

最大40万円
の補助

自治会や管理組合
所有の集会所
を対象

どうして良い断熱は
快適なの？

詳しくは QR コードから



エコリノベーション
について、詳しくは
裏面か QR コードから



企画・事業主体
横浜市 建築局 住宅政策課

冬は暖かく、夏は涼しい集会所に変えてみませんか？

集会所エコリノベーションの概要

対象建物	自治会町内会館および共同住宅の集会所
対象工事	①新築時の開口部（窓・ドア）への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の開口部の断熱改修や床・外壁・屋根の断熱改修 等
補助要件 及び 補助金額	①新築の集会所の居室1室以上の全窓への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の集会所の居室1室以上の全窓の断熱改修工事 工事毎の補助単価の合計額 かつ 上限金額 40 万円 ※下記の普及啓発活動に御協力いただきます。 ・サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力 ・横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供等

工事毎の補助単価（例）



必須工事

新築の高断熱窓の導入
既存の窓の断熱改修
（外窓交換・内窓設置等）
最大 5 万円 / 箇所



床・外壁・屋根の断熱改修
※改修の場合のみ対象
最大 1,000 円 / m²

※補助金申請の詳細はホームページでご確認ください。

利用手続きの流れ

交付申請書の提出

工事内容が補助要件に該当しているかご確認のうえ申請ください。申請書類はホームページをご参照ください。



事前に横浜市住宅供給公社にご相談ください。補助要件を満たしているか、申請書類に不備がないか確認します。

交付決定通知・工事契約及び工事着手

申請書類を受理してから4週間程度審査に時間を頂き、交付決定通知が発行されます。



工事着手は、交付決定通知の後に行う必要があります。
なお、既に工事契約済の場合は手戻りを防止するために、交付決定通知の後に変更契約を行っていただきます。

工事を実施

工事完了報告

工事完了後に速やかに工事完了報告書をご提出ください。



令和5年2月24日までに、報告を行う必要があります。



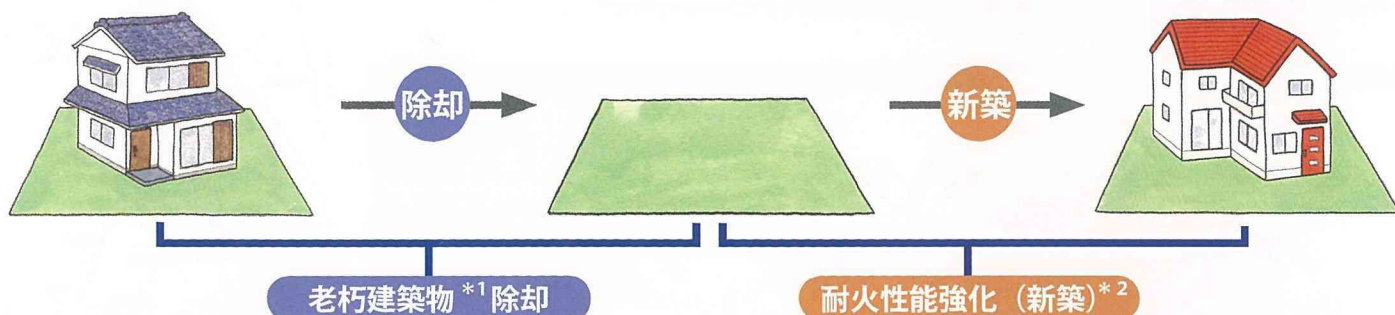
建築物不燃化推進事業補助

補助対象地区において、

合計最大300万円まで補助します。

補助の内容

老朽建築物の除却費や建築物の「耐火性能強化」の工事費に対し、合計最大300万円を補助します。



- *1 老朽建築物 ⇒ 昭和56年5月31日以前の建築物又は耐用年数（木造22年・鉄骨造34年・鉄筋コンクリート造47年）を経過した建築物（横浜市木造住宅耐震改修促進事業により耐震改修工事を実施したものを除きます。）
- *2 耐火性能強化 ⇒ 建築基準法で規定する耐火建築物、準耐火建築物などの耐火性能の高い建築物を建築する工事（新築工事に限る。改修工事は対象外となります。）

補助の対象

補助種別		老朽建築物除却	耐火性能強化（新築）*3
補助率	重点対策地域（不燃化推進地域）	4分の3	4分の3
	上記以外の補助対象地区	3分の2	3分の2
補助上限額		150万円*4	150万円*4
		合計 最大300万円	
主な補助要件		① 市内事業者への発注 ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと	① 市内事業者への発注 （重点対策地域（不燃化推進地域）は除く） ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと

- *3 建築基準関係規定により耐火性能強化が義務づけられるもの（例：準防火地域における木造3階建の戸建住宅の新築など）や地震火災対策方針に基づく地震火災対策重点路線区域内の建築物の部分を除きます。
- *4 延べ面積による上限金額があります。
- *5 宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として除却・新築するものを除きます。

補助対象地区は裏面を参照ください。



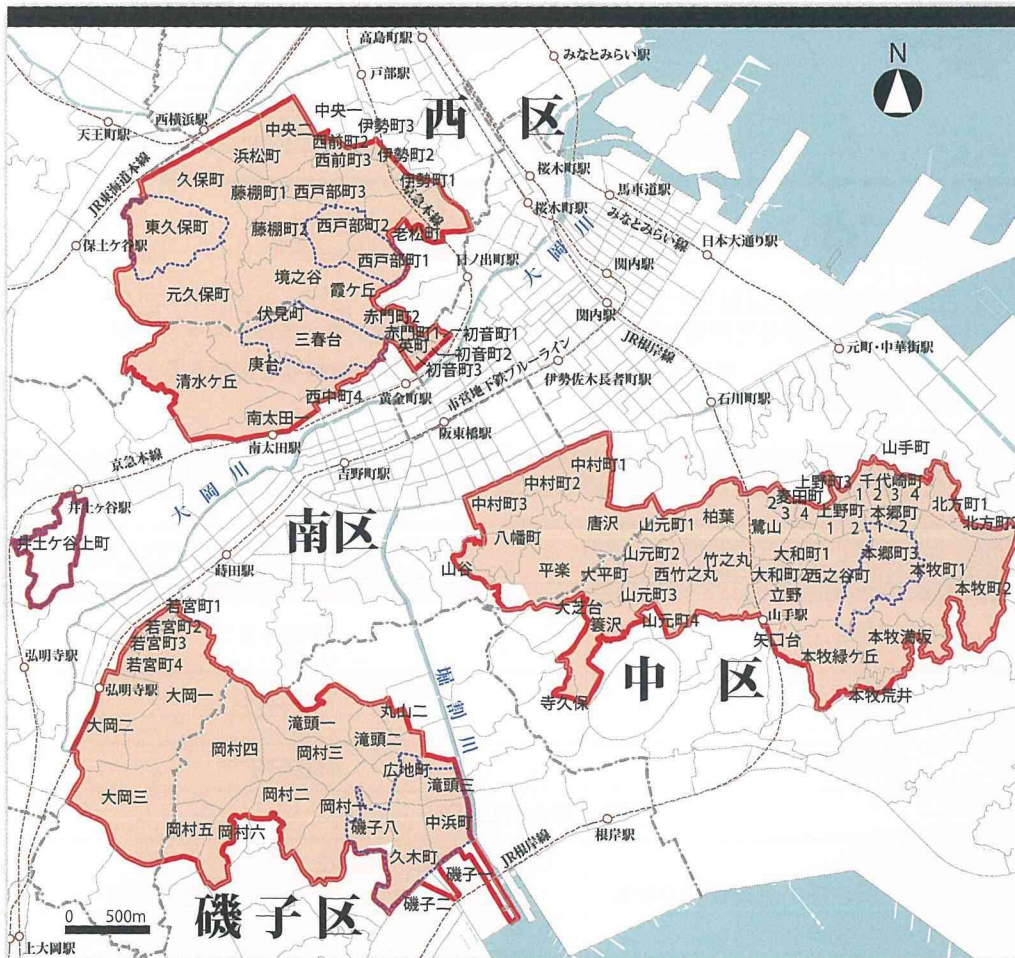
補助対象地区

下記の地区は、概ねの位置を示したものです。詳細については、お問い合わせください。



凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）
- 地域まちづくりプラン認定地域等



発行
横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課
 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎29階
 電話：045-671-3595 F A X：045-663-5225

より詳しい内容は、横浜市のホームページをご覧ください。

横浜市 まちの不燃化

検索

令和2年4月発行

